



防災・救急

4



届け出・証明

7



税金

10



保険・年金

13



福祉・健康

14



子育て・教育

17



生活・環境

20



施設一覧

24

2026
保存版

Saroma Town Guide Book

佐呂間町 暮らしの便利帳

行政ガイド
様々な手続きなど



佐呂間高校フォトコンテスト受賞作品



佐呂間町役場

〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

TEL. 01587-2-1211(代表 総務課) FAX. 01587-2-3368

HP



わが街
事典®



高橋土建株式会社

高橋土建(株) 一級建築士事務所



施工作品のご紹介

その他の施工作品は
こちらから▶▶▶



建築



サロマ湖展望台
(休憩所)改修工事



厚生棟増改築工事



玉冷加工施設建設工事
(建築主体工事)



佐呂間町
職員住宅新築工事

土木



若里基線道路
改良工事



佐呂間別川
広域河川改修工事
2工区外(冬)



一般国道238号
佐呂間町
浪速改良外一連工事



一般国道333号
佐呂間町佐呂間道路
維持除雪外一連工事



〒093-0501 佐呂間町字宮前町74番地

TEL 01587-2-3306

FAX 01587-2-2372



ホームページ





町長あいさつ



佐呂間町長 武田 温友

町民の皆様におかれましては、日頃より町政の推進に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「佐呂間町暮らしの便利帳」2026保存版を発行いたしました。この便利帳は役場における各種手続きなどの行政情報をはじめ、医療、子育て、防災など暮らしをサポートする情報を掲載しております。ぜひこの便利帳をさまざまな場面でご活用いただければ幸いです。

この便利帳は、町と株式会社サイネックスとの官民協働事業により発行したもので、費用はすべて掲載いただいた広告収入で賄われています。本便利帳の発行にあたり、本事業の趣旨にご賛同いただきご協力を賜りました多くの事業者、団体の皆様にこの場をお借りして心から感謝申し上げます。

令和8年3月

佐呂間町暮らしの便利帳

令和8年3月発行

発行

佐呂間町／株式会社サイネックス



佐呂間町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告
販売

株式会社サイネックス 札幌支店
〒001-0010 北海道札幌市北区北10条西1丁目10-1
TEL.011-737-7167

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※掲載している広告は、令和7年12月現在の情報です。

広 告



ふれあい さわやか
遠軽信用金庫

【佐呂間支店】〒093-0502

常呂郡佐呂間町字永代町99番地の1
TEL.01587-2-3021

【若佐出張所】〒091-0551

常呂郡佐呂間町字若佐132番地の12
TEL.01587-2-8201



好評
発売中!

最高100万円が
当たるチャンス!

夢付き定期預金

スーパードリーム



電気工事

電気通信
工事

消防施設
工事



株式会社 面電気商会

〒093-0501 佐呂間町字宮前町106-7
TEL 01587-2-3055

一般土木
建築
解体
鳶

有限会社
阿部工務店

佐呂間町字西富16番地の38
TEL 01587-2-3311



Panasonicのお店

電化設備工事、家電の事なら当店で!

有限会社 ユモト

佐呂間町字永代町89番地 TEL 01587-2-3643



建設業許可 北海道知事許可(特-7)才第01780号

産業廃棄物処理施設設置許可 才環生台878号

産業廃棄物処分業許可 00120055694号

一般貨物自動車運送事業許可 北自貨第291号

社員寮完備

HPは
こちらから





佐呂間開発工業株式会社

〒093-0504 佐呂間町字西富108番地
TEL.01587-2-3201



▶ 町長あいさつ	1
▶ INDEX	2

	防災・救急	4
▶ 防災情報の入手		4
▶ WEB版ハザードマップ		4
▶ 災害用伝言サービス(171)		4
▶ 警戒レベルを用いた避難情報		5
▶ 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧		6

	届け出・証明	7
▶ 届出		7
▶ マイナンバーカード更新手続		8
▶ オンラインによる転出届		9

	税金	10
▶ 税関係の証明書の発行		10
▶ 税金の種類・納期について		10
▶ 国税・道税についてのお問い合わせは		10
▶ 個人住民税(町・道民税)		11
▶ 固定資産税		11
▶ 軽自動車税		12



保険・年金

13

- ▶ 国民健康保険税 13



福祉・健康

14

- ▶ 介護保険制度 14
- ▶ 要介護認定までの流れ 15
- ▶ 介護保険申請 16
- ▶ サロマゲンキマイレージ 16



子育て・教育

17

- ▶ 子育てに関する制度 17
- ▶ 子育てガイドブック 18
- ▶ 児童館・児童クラブ 18
- ▶ 保育所 19



生活・環境

20

- ▶ ごみの出し方・分け方 20
- ▶ ごみの収集日 20
- ▶ 狂犬病予防注射の実施 21
- ▶ 墓地・合葬墓 21
- ▶ 上水道 22
- ▶ 下水道・浄化槽 23
- ▶ 公営住宅 23



施設一覧

24



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広 告



総合家電販売・修理
電気設備 設計・施工

有限会社 馬場デンキ

〒093-0501 佐呂間町字宮前町7-4

TEL01587-2-3420 FAX01587-2-3134

[北見営業所] 〒099-1585 北見市上ところ16

北海道知事許可 第02378号

土木工事 | 建築工事 | とび・土工工事

みのや産業株式会社

代表取締役 為広 裕司

〒093-0502 佐呂間町字永代町1

TEL01587-2-3710

当店は、家電販売、アフターサービス、
いろいろなニーズに即お答えできる
明るく元気なお店を目指して頑張っております。
ご来店の際は、
何なりとお気軽にご相談ください。



サウンド&ビデオ BABA

佐呂間町永代町52-3

TEL 01587-2-3130

営業時間 ▶ 9:00~18:00 定休日 ▶ 日曜日



株式会社 三栄通商



代表取締役 小林 正典

- 業務内容
- 一般貨物運送事業
 - 一般建設業・採石業
 - 産業廃棄物処理業
 - 農作業請負



〒093-0504 佐呂間町字西富94-5 TEL.01587-2-3135



防災・救急



防災・救急

防災情報の入手

▶ 佐呂間町の情報

●避難所開設情報 ●各種災害情報

▶メール配信サービス「防災・安心メールさろま」
メール配信サービス「防災・安心メールさろま」は、日頃の防災、防犯など希望する情報を登録者にメール配信いたします。メールを受信できる携帯電話やパソコンをお持ちの方であれば受信できますので、是非ご登録ください。

bousai.saroma-town@raidan.ktaiwork.jp



▶佐呂間町防災ナビ

インターネットを通じて、パソコン・タブレット・スマートフォン・携帯電話等から下記のURLへアクセスすることにより防災無線の放送内容を確認することができます。

<https://260bousai.jp/navi/index/index/tid/6de0c74afb404c1d0e3912f870f81bd3/>



▶ 気象の情報

●気象情報・注意報

●台風・洪水・土砂災害などの防災気象情報

▶網走地方気象台ホームページ

<https://www.jma-net.go.jp/abashiri/index.html>



網走地方気象台



▶ 水位の情報

●雨量情報 ●水位情報 ●ダム情報

●洪水予報 ●水防警報 ●ライブカメラ

▶国土交通省「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/index>



「川の防災情報」



▶ 北海道防災情報

▶北海道防災ポータル (パソコン用)

<https://www.bousai-hokkaido.jp/>
(携帯電話・スマートフォン用)

<http://l.bousai-hokkaido.jp/>

▶北海道土砂災害警戒情報システム (パソコン用)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>
(携帯電話用)

<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/fp/>
(スマートフォン用)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/>



▶ テレビ・ラジオ

テレビのニュースや天気予報だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送されています。

WEB版ハザードマップ

二次元コード読み取り機能付きスマートフォン、タブレットをお持ちの方は、下の二次元コードを読み取るとWEB版ハザードマップサイトにアクセスできます。いざという時、外出時などにすぐ確認できるよう、ブックマーク登録しておきましょう。

※GPS機能を利用すれば、現在位置の地図が表示されます。(一部機種を除く)

※URLはこちら:<https://www.town.saroma.hokkaido.jp/emergency/hazardmap.html>
(PCからでも閲覧可能です)



災害用伝言サービス(171)

●安否情報などを家族や知人に知らせる方法を家族で確認しておきましょう

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

1 7 1 をダイヤルした後
ガイダンスに従ってください。

広告



もっときれいな地球を未来に

株式会社 岸組

暮らしの基盤を整備し、
地域を守り、雇用を守り、
地域社会に貢献する



〒093-0501 佐呂間町字宮前町176番地の2

TEL.01587-2-3111

<https://www.kishigumi.com>



警戒レベルを用いた避難情報

警戒レベルについて

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市町村が避難情報と合わせて出す情報です。

避難情報等(警戒レベル)				河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)		
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
				浸水の情報(河川)		土砂災害の情報(雨)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保! ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。 ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません! ・ただし、警戒レベル5は、市町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
~~~~~《警戒レベル4までに必ず避難!》~~~~~						
4	災害のおそれ高い	<b>危険な場所から全員避難</b> ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。	避難指示	4相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害のおそれあり	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・「高齢者等」は要介護のある人や避難を支援する者も含んでいきます。 ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見直し始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報	2相当	氾濫注意情報	—————
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当	—————	—————

※市町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

避難指示等が発令されたら速やかに避難行動をとる必要がありますが、突発的な災害では、発令が間に合わないこともあります。

避難指示等が発令されていなくても、警戒レベルに相当する気象情報を認識し、危険を感じたら早めに避難行動をとってください。

大切なことは「自分で判断する」ということです。

**警戒レベル5**はすでに災害が発生・切迫している状況です。

また、必ず発令されるものではありません。

**警戒レベル3高齢者等避難**や**警戒レベル4避難指示**で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

広告

**お任せ下さい! 確かな技術で貴方の愛車を安心サポート!**

車検・整備・自動車販売。マイクロレンタカーもやってます!

『車』のことなら何でもご相談下さい。

**有限会社 / 車検・整備・自動車販売**

**宇野自動車整備工場**

佐呂間町字西富94-6 TEL▶01587-2-3535

DAIHATSU 北海道ダイハツ販売(株)




# 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

## 指定避難所一覧

NO	施設名称	所在地
①	栄公民館	栄3-1
②	栄地域交流センター	栄3-1
③	啓生公民館	啓生77-4
④	若佐小学校	中園38-1
⑤	若佐コミュニティセンター	若佐185-1
⑥	栃木公民館	栃木246-2
⑦	川西公民館	川西52-1
⑧	武士公民館	武士105-1
⑨	朝富公民館	富丘264-1
⑩	佐呂間町体育館	西富232
⑪	佐呂間町武道館・温水プール「Star」	西富1-1
⑫	西富公民館	西富110-2
⑬	西中央公民館	西富63-2
⑭	佐呂間小学校	幸町1-1
⑮	佐呂間中学校	幸町9-1
⑯	佐呂間高等学校	北311-1
⑰	佐呂間コミュニティセンター	永代町3
⑱	町民センター	永代町166-1
⑲	老人福祉センター	永代町171-3
⑳	北公民館	北280-1
㉑	東公民館	東135-3
㉒	知来公民館	知来435-3
㉓	仁倉公民館	仁倉427-2
㉔	浜佐呂間活性化センター	浜佐呂間310
㉕	浜佐呂間小学校	浜佐呂間167
㉖	幌岩公民館	幌岩155-1
㉗	富武士漁村環境改善センター	富武士54-1
㉘	富武士公民館	富武士490-3
㉙	若里活性化センター	若里498-4
㉚	若里漁村センター	若里137-2

## 指定緊急避難場所一覧

NO	施設名称	所在地
①	旧栄小学校グラウンド	栄
②	若佐小学校グラウンド	中園38-1
③	若佐コミュニティセンター駐車場	若佐185-1
④	佐呂間町総合グラウンド	西富
⑤	佐呂間町100年多目的広場	幸町57-1
⑥	佐呂間高等学校グラウンド	北311-1
⑦	佐呂間小学校グラウンド	幸町1-1
⑧	佐呂間中学校グラウンド	幸町9-1
⑨	町民センター駐車場	永代町166-1
⑩	佐呂間町交通公園	幸町21-2
⑪	旧知来小学校グラウンド	知来
⑫	仁倉公民館駐車場	仁倉
⑬	浜佐呂間活性化センター駐車場	浜佐呂間310
⑭	浜佐呂間小学校グラウンド	浜佐呂間167
⑮	旧幌岩小学校グラウンド	幌岩
⑯	富武士漁村環境改善センター駐車場	富武士54-1
⑰	富武士公民館駐車場	富武士
⑱	旧若里小学校グラウンド	若里

## 福祉避難所一覧

NO	施設名称	所在地
①	佐呂間町武道館・温水プール「Star」	西富1-1
②	佐呂間町特別養護老人ホーム「愛の園」	永代町177-10
③	サンガーデンさるま	宮前町152-6
④	夢ふうせん	北302-10

広 告

重機に関することなら  
お任せください!



有限会社石川重機工業  
ISHIKAWA Heavy Industries

代表取締役 石川 勝義

TEL01587-2-2501

佐呂間町西富8-35

家  
屋  
解  
体

弊社ではリサイクル法に基づき  
分解解体しております



家屋及び構造物の解体工事  
木造・コンクリート造り・鉄骨造  
ブロック造・掘・門扉の撤去

見積無料

ハツリ工事/杭頭切断/コンクリート穿孔/一般住宅・物置等の解体

(株)北見解体工業

北見市美山町南8丁目 39-33 TEL-FAX 26-0005



# 届け出・証明

## 届出

問 町民課戸籍年金係 ☎2-1213

出生届		必要なもの
届出 期間	出生した日から14日以内 (14日目が休日のときは、 その休日があけた日)	- 出生届書(医師または助産師の証明書がついたもの)    - 母子手帳    - 資格確認書またはマイナ保険証    - 届出人の印鑑
死亡届		必要なもの
届出 期間	死亡の事実を知った日から7日以内	- 死亡届書(医師の死亡診断書がついたもの)    - 火葬場使用料    - 届出人の印鑑
婚姻届		必要なもの
届出 期間	期間の定めはありません (届出により法律上の効力が発生します)	- 婚姻届書(届書証人欄に成年者2名の署名が必要)    - 届出人の本人確認書類(注1)
離婚届		必要なもの
届出 期間	協議離婚の場合は期間の定めはありません (届出により法律上の効力が発生します) 裁判離婚の場合、別に定めがあります	- 離婚届書(協議離婚の場合、証人欄に成年者2名の署名が必要)    - 届出人の本人確認書類(注1)    - 裁判離婚の場合、調停調書の謄本等
転籍届		必要なもの
届出 期間	期間の定めはありません	- 転籍届書    - 届出人の本人確認書類(注1)
転入届		必要なもの
届出 期間	町内に住み始めてから14日以内 ※住み始める前に届けることはできません。	- 届出人の本人確認書類(注1)    - マイナンバーカード    - 届出人の印鑑    - 転出証明書(前住所地の市町村長が発行したもの)    - 介護保険受給資格証明書(該当者のみ)    - 後期高齢者による負担区分等証明書(該当者のみ)    - パスポート(日本国外からの転入者)    - 戸籍謄本、戸籍附票(日本国外からの転入で佐呂間町に本籍のない方)    - 在留カード、特別永住者証明書等(外国人のみ)

転出届		必要なもの
届出 期間	引っ越し予定の14日前から	- 転出先住所、転出予定日の確認    - 届出人の本人確認書類(注1)    - マイナンバーカード(持っている方のみ)    - 届出人の印鑑    - 印鑑登録証(登録者のみ)    - 国民健康保険資格確認書(加入者のみ)    - 介護保険被保険者証(該当者のみ)    - 後期高齢者医療資格確認書(該当者のみ)    - 乳幼児等医療費受給者証(該当者のみ)    - 重度心身障害者医療費受給者証(該当者のみ)    - ひとり親家庭等医療費受給者証(該当者のみ)
転居届		必要なもの
届出 期間	転居先に住み始めてから14日以内 ※住み始める前に届けることはできません。	- 届出人の本人確認書類(注1)    - マイナンバーカード    - 届出人の印鑑    - 国民健康保険資格確認書(加入者のみ)    - 介護保険被保険者証(該当者のみ)    - 後期高齢者医療資格確認書(該当者のみ)    - 乳幼児等医療費受給者証(該当者のみ)    - 重度心身障害者医療費受給者証(該当者のみ)    - ひとり親家庭等医療費受給者証(該当者のみ)
世帯変更届		必要なもの
届出 期間	世帯主、世帯員に変更があったとき	- 届出人の本人確認書類(注1)    - 届出人の印鑑    - 届出には、医療関係の手帳、受給者証、証明書などが必要となります。    - 国民健康保険資格確認書(加入者のみ)

(注1) マイナンバーカードや運転免許証等の身分を証明するもの



## 届け出・証明

## 更新手続について

マイナンバーカードと電子証明書の更新手続は、有効期限の3か月前から住所地の市区町村窓口にて行うことができます。マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、有効期限をお知らせする「有効期限通知書」がご自宅に送付されますので、忘れずにお早めの更新手続をお願いします。

### 1. スマートフォンでの申請

- 準備するもの スマートフォン、お知らせに同封された交付申請書、メールアドレス
- 申請方法
  - ① スマートフォンで顔写真を撮影し保存  
※別途撮影した顔写真データを使用することも可能(6か月以内に撮影のもの)
  - ② スマートフォンで、お知らせに同封された交付申請書記載のオンライン申請用QRコードを読み取る
  - ③ 表示された申請用ウェブサイトの案内に沿って手続

### 2. 郵便で申請

- 準備するもの お知らせに同封された交付申請書、顔写真(6か月以内に撮影のもの)
- 申請方法
  - ① お知らせに同封された交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を添付する
  - ② 交付申請書をJ-LISに郵送し、申請する※交付申請書等はお知らせに同封されています

### 3. 役場窓口で申請(写真撮影の為、御本人が来庁する)

- 準備するもの お知らせに同封された交付申請書
- 申請方法
  - ① 役場窓口で交付申請書を提出し、写真撮影をする
  - ② 職員が申請用ウェブサイトから申請

## マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限

### ● マイナンバーカードの有効期限

カード発行時に18歳以上の場合：カード発行から10回目の誕生日まで

カード発行時に18歳未満の場合：カード発行から5回目の誕生日まで

### ● 電子証明書の有効期限

年齢に関わらず、電子証明書の発行から5回目の誕生日まで



マイナンバーカードをお持ちの方は、佐呂間町から他の市区町村へ引っ越す際の転出届の提出をオンラインで行うことができます。

オンラインで転出届が受理されると、佐呂間町から転出先市区町村に転出証明書情報が通知されます。

従来の紙の転出証明書は発行されません。

※海外への転出手続きは対象外です。

※代理人による届け出はできません。

※転入手続きは、来庁する必要があります。

## 届出期間

転出する日の30日前から10日後まで手続きできます。

転出届を提出されてから受理されるまでには2日～3日程(閉庁日を除く)かかります。

また届け出の内容に確認事項や不備がある場合には、さらに時間がかかる場合があります。

## 届け出ができる方

● 転出する本人(15歳以上)

● これまでの住所で同じ世帯の方が、同じ新しい住所に引っ越しをする場合は、1人がまとめて手続きができます。

※代理人による手続きはできません。

● マイナンバーカードをお持ちの方

## 手続き方法

マイナポータル(国が運営するウェブサイト)の「引越しの手続き」からマイナンバーカードを使用して申請します。

マイナポータル <https://myrna.go.jp>

## 各種証明書

	手数料	必要なもの
戸籍謄・抄本	450円/通	本人確認ができるマイナンバーカードなど 官公署発行の顔写真付き証明書(顔写真付きがない場合は健康保険証(資格確認書)など2種類の証明書をご提示いただきます)
除籍謄・抄本改正原戸籍	750円/通	
戸籍の記載事項証明	350円/件	
届出・申請等の受理証明	350円/通	
住民票の写し	300円/通	
住民票の写しの広域交付	300円/通	
住民票の記載事項証明	350円/通	
住民票の閲覧	350円/件	
個人番号カードの再交付	1,000円/件	
戸籍の附票の写し	350円/通	
身分証明書	350円/件	
印鑑に関する証明	350円/件	印鑑登録証
印鑑登録証の交付	400円/件	登録する印鑑・本人確認できる身分証明書の提示
土地建物に関する証明	500円/筆・棟	本人確認ができる身分証明書等の提示
租税公課に関する証明	500円/1税目	本人確認ができる身分証明書等の提示
住宅用家屋証明	1,500円/件	本人確認ができる身分証明書等の提示



## 税関係の証明書の発行

証明書の種類		手数料		申請に必要なもの・注意事項
住民税	所得証明書	1通	500円	所得金額の証明
	所得課税証明書	1通	500円	所得金額、所得控除および税額の証明
	非課税証明書	1通	500円	課税されていない証明
固定資産税	評価証明書	1筆又は1棟	500円	資産の評価額の証明
	公課証明書	1筆又は1棟	500円	課税標準額、税相当額の証明
	名寄帳	無料		納税義務者の資産の一覧
	住宅用家屋証明書	1件	1,500円	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
納税	納税証明書	1件	500円	納められた税額の証明
	滞納のない旨の証明書	1件	500円	全ての税目において滞納がないことの証明
	軽自動車税継続検査用	無料		軽自動車税の滞納がないことの証明

## 税金の種類・納期について

問 企画財政課 ☎2-1214

税金の種類		納税義務者	納期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆様に負担していただく税金です	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期		2期		3期		4期			
			給与からの特別徴収：毎月											
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税です	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する人		全期										
国民健康保険税	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります				1期	2期	3期	4期	5期	6期			
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											

## 国税・道税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
道税について	北見道税事務所	☎0157-25-8681
国税について（所得税、相続税、贈与税など）	札幌国税局（国税相談専用ダイヤル）	☎0570-00-5901
	北見税務署	☎0157-23-7151

## 個人住民税(町・道民税)

問 企画財政課町民税係 ☎2-1214

個人の町・道民税は、一定の所得がある方に均等に負担していただく均等割と、前年の所得額に応じて負担していただく所得割で構成されています。

(個人の道民税は北海道の税金ですが、課税や納税のしくみが個人の町民税と同じであることから、町でまとめて賦課・徴収を行い、北海道に納入しています。)

※個人の町民税と道民税をあわせて、個人住民税といえます。

### ■ 納める方(納税義務者)

毎年1月1日(賦課期日)現在、佐呂間町に住所のある方、前年(1月から12月)中に所得のあった方。

※1月2日以降に、他市町村へ転出された場合でも、佐呂間町で課税されます。

### ■ 課税されない方(非課税の方)

#### ● 均等割・所得割どちらもかからない方(非課税)

- (1) 賦課期日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方(令和3年度以降)  
(障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方(令和2年度))
- (3) 前年の合計所得金額が次の計算で求められる金額以下の方  
 $28\text{万円} \times (\text{扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \text{扶養親族がいる場合は}17\text{万円 (令和3年度以降)}$   
 $(28\text{万円} \times (\text{扶養親族の数} + 1) + \text{扶養親族がいる場合は}17\text{万円 (令和2年度)})$

#### ● 均等割はかかるが、所得割はかからない方

- (1) 前年総所得金額等が次の計算で求められる金額以下の方  
 $35\text{万円} \times (\text{扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \text{扶養親族がいる場合は}32\text{万円 (令和3年度以降)}$   
 $(35\text{万円} \times (\text{扶養親族の数} + 1) + \text{扶養親族がいる場合は}32\text{万円 (令和2年度)})$

## ■ 住民税の申告

個人の住民税は、町が税額を計算し納税者に通知して納めていただくことになっています。

税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし、給与収入のみのサラリーマンで年末調整済みの方、所得税の確定申告をした方は申告の必要はありません。

## ■ 納期

### ● 普通徴収

期別	納期限
第1期	6月30日まで
第2期	8月31日まで
第3期	10月31日まで
第4期	12月25日まで

※納期限が、土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日となります。

## ■ 税金のお支払い

納税通知書による現金、口座振替、または地方税統一QRコードを利用したお支払いとなります。

## 固定資産税

問 企画財政課資産税係 ☎2-1214

固定資産税は、土地、家屋、償却資産(これらを総称して固定資産といいます)を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

## ■ 納税義務者

1月1日現在、佐呂間町内に土地、家屋、償却資産を所有している人。

※「所有している人」とは、原則として不動産登記簿又は固定資産課税台帳等に登記又は登録されている人を行います。

※売買等によって実際の所有者が変わったとしても、登記簿の名義変更手続きや登記されていない家屋の場合は、異動届を1月1日現在において完了していなければ、旧所有者がそのまま納税義務者となります。

※共有資産については、共有資産に係る納税通知書を共有者の代表者に対してのみ送付しています。



税金

## 固定資産税の評価

固定資産の評価基準に基づき固定資産を評価し、価格(評価額)を決定します。  
土地と家屋の価格は原則として3年ごとの評価替で見直されます。  
償却資産については、毎年申告書を提出していただき、申告書に基づき価格を決定します。

## 納期

期別	納期限
第1期	5月31日まで
第2期	7月31日まで
第3期	9月30日まで
第4期	11月30日まで

※納期限が、土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日となります。

## 税金のお支払い

納税通知書による現金、口座振替、または地方税統一QRコードを利用したお支払いとなります。

## 軽自動車税

### 問 企画財政課資産税係 ☎2-1214

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用のトラクター等)、二輪の小型自動車の所有者に課税される税金です。  
毎年4月1日現在、佐呂間町に主たる定置場所在地がある軽自動車等を所有している方に1年分課税されます。(4月2日以降に廃車や名義変更しても、その年度分は納税しなければなりません。)  
ただし、所有権保留付売買の場合には、原則として買主に課税されます。

## 納税義務者

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用のトラクター等)、二輪の小型自動車を所有する人。

## 登録・廃車手続き

### ●原動機付自転車、小型特殊自動車

※手続きに必要なもの

#### ▶新規登録

●印鑑、登録車の年式、型式、車台番号、原動機番号等

#### ▶廃車

●印鑑、ナンバープレート等

※手続きは、役場企画財政課資産税係で行えます。

### ●軽自動車、二輪の小型自動車

※手続きに必要なもの

●印鑑、住民票、車検証(二輪は自賠責保険証)、ナンバープレート等

※手続きは、軽自動車は軽自動車協会、二輪の小型自動車は陸運局で行えます。

軽自動車検査協会北見事務所

(北見市東三輪3丁目25-17 ☎050-3816-1769)

北海道運輸局北見運輸支局

(北見市東三輪3丁目23-2 ☎050-5540-2007)

## 納期

納期限
5月31日まで

※納期限が、土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日となります。

## 税金のお支払い

納税通知書による現金、口座振替、または地方税統一QRコードを利用したお支払いとなります。

## 農耕作業用トレーラーの公道走行について

道路運送車両法の改正により、農耕トラクターでけん引されるスプレーヤーやロールバレーなどの農耕作業機は、農耕作業用トレーラーとして公道走行が可能になりました。連結部のチェーンによる安全対策や、灯火器、運行速度といった要件がありますので、詳細は農林水産省のホームページにて御確認ください。





# 保険・年金

## 国民健康保険税

問 企画財政課町民税係 ☎2-1214

国民健康保険は、病気やケガにそなえて安心して適切な医療などが受けられるよう、加入者がふだんから保険税を出し合い必要な医療費を負担していく、くらしを支える助け合いの制度です。

職場の健康保険などに加入している人と生活保護を受けている人以外のすべての人が加入しなければなりません。

国民健康保険税は、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ次の方式により世帯単位で計算し、加入者の属する世帯の世帯主に対して課税される税金です。

### ◆ 納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は法律で世帯主と定められています。

世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、納税義務者になります。これを擬制世帯主といいます。

### ◆ 課税方式

算定方式は所得割・均等割・平等割の3方式となります。

区分	内容
所得割	前年度の所得に応じて計算
均等割	加入者一人あたりに応じて計算
平等割	一世帯ごとに計算

### ◆ 税率・賦課限度額

税率は、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の動向により算定するため、年度毎に変わる場合があります。

賦課限度額 (令和7年度)	医療給付分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
	660,000円	260,000円	170,000円

### ◆ 均等割、平等割の軽減

低所得者層の負担増とならないよう平準化の導入により、世帯主および加入者の所得が一定の所得に満たない場合は、均等割、平等割が7割軽減・5割軽減・2割軽減されます。

※平準化とは、被保険者間の負担の公平の確保と市町村間の保険税負担の格差を是正しようとするものです。

### ◆ 年度途中の加入・喪失

国民健康保険に加入するとき(転入・出生・職場の健康保険を脱退したときなど)や、やめたとき(転出・死亡・職場の健康保険に加入したときなど)には届出が必要です。税額は月割りで計算し、届出の翌月に変更後の保険税をお知らせします。

### ◆ 納期

期別	納期限
第1期	7月31日まで
第2期	8月31日まで
第3期	9月30日まで
第4期	10月31日まで
第5期	11月30日まで
第6期	12月25日まで

※納期限が、土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日となります。

### ◆ 税金のお支払い

納税通知書による現金、口座振替、または地方税統一QRコードを利用したお支払いとなります。

### ◆ 保険税を滞納すると

医療費をいったん全額自己負担する「特別療養費対象者」となります。また、国保の給付が差し止められたり、給付費が滞納分へ繰り入れられることがあります。



保険・年金



# 福祉・健康

## 介護保険制度

問 保健福祉課介護保険係・介護支援係 ☎2-1212

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

### 介護保険に加入する方（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号  
被保険者  
65歳  
以上の方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

#### 特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

#### 普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号  
被保険者  
40歳以上  
65歳未満の方

第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）により介護や支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

### 市区町村（保険者）

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

### 地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

要介護認定の申請・  
保険料の納付

被保険者証の交付・  
要介護認定

サービスの提供

利用料の支払い

### サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

佐呂間町民の足を守る

旅客運送業

株式会社 佐呂間ハイヤー

佐呂間町字永代町105-3

☎01587-2-3537

営業時間 8:00~24:00 定休日 年末・年始

医療法人恵尚会

クリニック さるま

内科・外科・整形外科・皮膚科・小児科

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30~11:30	●	●	●	●	●	●
13:00~17:00	●	●	—	●	●	—

休診日 水曜日・土曜日/午後 日曜日・祝祭日・年末年始・お盆休み

TEL 01587-6-7611 FAX 01587-6-7613

〒093-0502 佐呂間町字永代町176-1



## 要介護認定までの流れ

問 保健福祉課介護保険係・介護支援係 ☎2-1212

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。認定の申請から認定まで、一か月ほど期間がかかります。

### 認定の申請



保健福祉課介護保険係に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

- 要介護・要支援認定申請書
  - 介護保険被保険者証
  - 健康保険被保険者証(第2号保険者の場合)
- 申請書には主治医の氏名、医療機関名等を記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

### 調査と審査



#### 訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

#### 主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

#### 審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

### 認定結果



要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限が変わります。

介護サービス  
(介護給付)

介護予防サービス  
(予防給付)

介護予防・日常生活支援総合事業  
(地域支援事業)

介護サービスを利用したい場合は・・・

保健福祉課 介護支援係へご相談を！

※要介護度やサービス事業所の状況により、ご希望に添えない場合もございます。

広告



エムリンク  
ホールディングスグループ

株式会社

エムリンクオホーツク



夢ふうせん

介護の根幹は“愛”。

様々な対応ができる“愛”の引き出しをたくさん持って、その人らしく暮らすことができるよう支援をさせていただきます。緑に囲まれた木漏れ日の里にどうぞお越しください。

ホームページは  
こちらから



グループホーム

障がい者相談支援

ホームヘルプサービス

デイサービス事業

介護タクシー

居宅介護支援事業所

夢ふうせん さろま 佐呂間町字北302-10 ☎01587-2-1123

スタッフ募集中!

概要	介護保険制度は、身体機能の衰えや、認知症などにより、介護を必要とする高齢者の方を家族だけでなく、社会全体で支える仕組みです。40歳以上の方が全員介護保険に加入し収めていただく介護保険料を主な財源として町が運営します。介護が必要となった方は、実際にかかる費用の1割(所得に応じて2割または3割)を負担するだけで、さまざまな介護サービスを受けられるようになります。介護サービスを利用する際は、サービスが必要な状態であることの認定を受ける必要があります。そのため、要介護(要支援)認定の申請をおこない、介護保険認定審査を受けていただくこととなります。
届出場所	佐呂間町役場 保健福祉課 介護保険係・介護支援係
必要なもの	1. 認定申請は、本人又は家族のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設に代行申請してもらうことが可能です。 2. 介護保険証(印鑑、マイナンバー必要。※第2号被保険者の場合は、医療保険の保険証)
対象者	第1号被保険者…65歳以上で(65歳の誕生日の前日から第1号被保険者となります。)原因が何であろうと要支援・要介護状態になったときに、介護保険サービスを受けることができます。 第2号被保険者…40歳以上64歳までの医療保険に加入している方で(40歳の誕生日の前日から第2号被保険者となります。)末期がんや関節リウマチ、脳血管疾患などの病気が起因となり、要支援・要介護状態になった場合に限り介護サービスを受けることができます。

## あなたの健康づくりを応援する健康マイレージ制度 サロマゲンキマイレージ

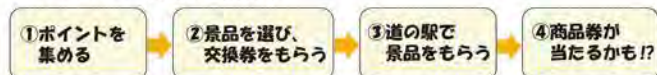
問 佐呂間町役場保健福祉課「サロマゲンキマイレージ担当窓口」 2-1212

ポイントは家族で共有可能です。  
家族みんなで集めて景品をGETしよう！  
あなたの笑顔が元気につながる  
あなたの健康づくりがみんなの元気につながる  
健康づくりで「佐呂間」が明るくなる

### サロマゲンキマイレージポイントとは？

佐呂間町で開催している健康づくり事業に参加するともらえるポイントのことです。ポイントは一定の期間、貯めることができます。

#### ポイント利用の流れ



### ポイントを貯めると何か良いことはありますか？

- 道の駅で地元特産品との交換や、飲食でポイントが利用できます。
- 健康と笑顔が手に入ります。(個人差がございます)

### ゲンキマイレージで「健康」「景品」「商品券」を手に入れよう！

運転免許のない方、道の駅まで景品を取りに行くのが難しい方は役場での受け取りが可能です。担当窓口にご相談ください。

### ゲンキマイレージ「お得なイベント情報」

- ふるさと商品券2,000円分が当たるチャンス！  
ポイントを交換した方を対象に商品券が当たる抽選をおこなっています。
- 健診受診や運動事業でポイント倍増イベントを実施！  
その都度、広報及び町のホームページでお知らせいたしますのでお見逃しなく。

### 自主的に行っている健康づくり活動をポイント対象事業にしませんか？

町内会、自治会、知人同士のグループ、ボランティア活動など地域内の集まりで定期的に運動をしていたり、食生活や健康に関する勉強会を開いている場合に、サロマゲンキマイレージポイントを発行できる仕組みです。  
詳しい申請方法については、担当窓口までお問い合わせをお願いします。



←事業・景品の  
詳細はこちらから

広 告

社会福祉法人

# 佐呂間町社会福祉協議会

佐呂間町字永代町171-3 佐呂間町老人福祉センター内

## TEL.01587-2-3732

窓口時間  
8時30分～17時15分  
(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

ホームページ



# 子育て・教育

## 子育てに関する制度

問 保健福祉課社会福祉係・保健推進係 ☎2-1212

町民課医療保険係 ☎2-1213

### ▶ 児童の福祉

#### ● 児童手当

問 保健福祉課社会福祉係 ☎2-1212

##### ① 支給額

児童の年齢	支給額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円(第3子以降は30,000円)
3歳～高校生年代	10,000円(第3子以降は30,000円)

※多子加算のカウント方法の見直しによって、18歳年度末以降22歳年度末までの子を受給者が「監護に相当する世話等をしていること」「生活費の負担をしていること」の経済的負担があれば多子加算の対象となります。

##### ② 支給月を年6回(偶数月)とします

支給月を年6回とし、偶数月に支給します。

拡充後の初回の支給を2024年12月(10月分から)とします。

##### ③ その他

児童の養育状況が変わっていれば、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届が必要な方)

- 配偶者から暴力等により、住民票の住所地と異なる市町村で受給されている方
- 支給要件児童の戸籍がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- その他町から提出の案内があった方



#### ● 児童扶養手当

問 保健福祉課社会福祉係 ☎2-1212

##### 1. 支給対象

次のいずれかに該当する満18歳未満(一定の障がいがある場合は満20歳未満)の子どもを育てている父子家庭または母子家庭が対象です。(所得制限あり)

- 父母が婚姻を解消した。
- 父または母が死亡した。
- 父または母が一定程度の障がいの状態にある。
- 父または母の生死が明らかでない。
- 父または母が1年以上拘禁されている。
- 母の婚姻によらないで生まれ、父がいない。

##### 2. 手当月額

###### ▶ 1人目

- 全額支給:46,690円
- 一部支給:11,010円～46,680円

###### ▶ 2人目

- 全額支給:11,030円
- 一部支給:5,520円～11,020円

###### ▶ 3人目以降

- 児童2人目と同額

##### 3. 支給月

支給月に前2か月分を支給します。

▶ 支給月 1月・3月・5月・7月・9月・11月

#### ● 特別児童扶養手当

問 保健福祉課社会福祉係 ☎2-1212

##### 1. 支給対象

満20歳未満で、精神または身体に障がいのある児童を育てている父母が対象です。ただし、児童が施設に入所している場合は対象外です。(所得制限あり)

##### 2. 手当月額

▶ 1級 56,800円

▶ 2級 37,830円

##### 3. 支給月

支給月に前4か月分を支給します

▶ 支給月 4月・8月・11月

##### 4. 支給方法

認定請求をした日の属する月の翌月分から認定が開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

##### 5. その他

毎年8月に『現況届』の提出が必要です。対象者には個別に通知します。

#### ● 乳幼児医療費助成

問 町民課医療保険係 ☎2-1213

お子さんが病院や調剤薬局にかかった際の医療費(保険適用分のみ)を助成する制度です。

- さろま子育て応援医療費助成事業



佐呂間町では、子育てをしているみなさんを応援するため、いろいろな取り組みをしています。取り組み内容を記載したガイドブックを作成していますので、QRコードを読み取ってご覧ください。



## 目次

- 子どもが元気に育っていけるように
- 子ども達がいっぱい遊んでいろいろな体験できるように
- 子育てで心配なことがあったときに
- お母さんやお父さんが子育ての知識を得られるように
- 地域みんなで子育てを応援できるように
- 運動やこころの発達で心配なことがあったときに
- 仕事と子育ての両立ができるように
- 子育てに関する制度を知っていますか？
- 佐呂間子育て健康マップ



## 児童館・児童クラブ

問 保健福祉課社会福祉係 ☎2-1212 児童館 ☎2-2311

### 児童館について

- ①利用できる人 中学生まで  
※ただし、つぎのお子さんは、保護者と一緒に利用してください。  
①0才～6才未満の子 ②自分でトイレができない子 ③常時、見守りや介助が必要な子
- ②開館日時 【通常】 ・月～金曜日 12:00～18:00 ・土曜日 10:00～18:00  
【各小学校が長期休業(春休み、夏休み、秋休み、冬休み)の期間】  
・月～土曜日 10:00～18:00
- ③休館日 ・日曜日(日曜日が祝日のときは次の日もお休みします) ・国民の祝日 ・年末年始(12月30日～1月5日)
- ④一年間のおもな行事
  - 季節行事  
七夕のつどい、児童館まつり、おもちつき、クリスマス会、節分まめまき会、ひなまつり
  - 検定行事  
なわとび検定(月2回)、一輪車検定(月2回)、けん玉検定(月1回)、こま検定(月2回)
  - イベント  
ぬりえの日(月1回)、あそびクラブ(月2回)、折り紙クラブ(月1回)、工作の日(月1回)、チャレンジの日(週2回)
  - 春夏秋冬休み  
花札大会、オセロ大会

### 児童クラブについて

児童館は「学校から家に帰ってから行くところ」なので、ランドセルをせおったまま行くことはできないところです。しかし、下校時間帯(放課後)に家庭に保護者などが就労などにより、不在の場合に限り、学校から直接児童館へ通所することを認めています。土曜日及び学校が長期休業(春・夏・秋・冬休み)となる期間は登録した児童に限り、児童館の開館時間より2時間早い「午前8時」から利用することができます。

※10時以降は児童館の通常の利用なので登録は不要です。

①対象児童 下校時間帯に「保護者」や「お子さんの面倒を見ることができる家族」が、仕事などで家庭にいない、1年生～6年生の児童です。

※この「児童クラブ」を利用するためには登録が必要です。登録申し込みは随時受け付けています。

②申し込み方法

(1)申し込みができる場所 佐呂間町役場保健福祉課社会福祉係、児童館

(2)必要書類 児童クラブ登録申込書、就労証明書(勤務先または、民生児童委員の証明が必要です)

(3)児童クラブの利用時間 【通常】 月～金曜日 12:00～18:00、土曜日 8:00～18:00

【各小学校が長期休業(春休み、夏休み、秋休み、冬休み)の期間】 月～土曜日 8:00～18:00

# 保育所

## 佐呂間保育所

### ●保育時間

午前8時から午後4時まで 《月曜日から金曜日》

午前8時から正午まで 《土曜日》

※保護者の就労に応じ早朝残留保育、土曜日延長保育があります

### ●入所年齢

保護者の就労により生後6ヶ月から入所できます。

### ●入所申込

新年度(4月)から入所は、1月頃広報紙でお知らせします。

保育所に入所を希望する場合は、佐呂間保育所へご確認願います。



施設名	住所	定員	電話番号
佐呂間保育所	佐呂間町字西富24番地の4	150名	2-3647



## 一時保育について

さあ、困った！こんな時に『一時保育』をご利用ください

- 保護者や家族の疾病、災害や事故、病人に介護
- 学校行事や地域の手伝い
- 不定期に仕事をする
- 保護者が肉体的にも精神的にも疲れたときなど  
～以上のような一時的にご家庭での保育が困難となった時、ご利用ください～

### ●対象児童

生後6ヶ月以上、就学前の乳幼児

### ●利用時間

午前8時30分から午後4時まで 《月曜日から金曜日》

午前8時30分から正午まで 《土曜日》

### ●申し込み

一時保育のご希望は、突発的な場合を除いて3日前までに佐呂間保育所へ予約してください。

## 子育て支援センター

子育ての不安や悩みを一人で抱え込まないで、喜びや楽しさを感じる子育てのお手伝いが出来ればと思い、あそびの場や出会いの場、話し合える場や相談の場を提供しています。

	午前10時～12時まで	午後1時30分～4時まで
月曜日	あそびの広場(0・1歳児)	自由開放・育児相談
火曜日	あそびの広場(2歳児～)	自由開放・育児相談
水曜日	サークル支援・各事業	育児相談
木曜日	自由開放	自由開放・育児相談
金曜日	あそびの広場(2歳児～)	自由開放・育児相談

### ●事業内容

#### ▶お知らせ

- 赤ちゃん相談(偶数月 第1木曜日)・子育て自由相談日(奇数月)
- 「お話 あいあい」では、年齢に合わせた子育て講座を行い、子育てに関する情報をお知らせします。対象者には案内ハガキを送付します。
- 「あいあいらんど」では、季節の行事をみんなで楽しみます。
- お申し込み方法等の詳細については、「あいあい通信」にて掲載致します。

施設名	住所	電話番号
佐呂間町子育て支援センター(佐呂間保育所内)	佐呂間町字西富24番地の4	2-1255



子育て・教育



## ごみの出し方・分け方

問 町民課生活環境係 ☎2-1213

### ▶ ごみの分け方・出し方

適切にごみを処理するためには、皆さんの協力が必要不可欠です。

各家庭から出るごみを少しでも減らし、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「リサイクル資源」に正しく分別することにより、ごみの減量化、最終処分場の延命化、資源の有効活用など町全体として大きな成果として表れることになります。

※燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみは、えんがるグリーンセンター、えんがるリサイクルセンターへ直接搬入することもできます。

### ● ごみを出さない工夫

1. 生ごみは家庭用コンポストを使って堆肥化する。
2. 資源化できるものはきちんと分別する。
3. 衣類、家具、家庭用品などリサイクルショップを活用する。
4. 使い捨ての商品の使用を控え、詰め替えできる商品を選ぶ。
5. エコバッグを持参する等、買い物時の無駄な包装は断る。
6. 物を最後まで大切に使う。

### ● ごみの分け方・出し方のルール

1. 指定された種類ごとに必ず分別する。
  2. 指定された収集日の朝8時までに決められたごみステーションに出す。
  3. 「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」は必ず指定袋および粗大ごみシールで。
  4. 「リサイクル資源」は必ず種類ごとに、中身の確認できる透明又は半透明の袋に入れて出す。※紙類は紐で十文字に縛って出す。
  5. 「リサイクル資源」は必ず内容物、汚れを洗い流し、乾かして出す。
- ごみ分別ガイドブック(2024年改訂版)を参考に、適切な分別をお願いします。

### ▶ 粗大ごみシール

1m未満は200円、1m～2mは400円

## ごみの収集日

問 町民課生活環境係 ☎2-1213

決められた収集日の朝8時までに、住んでいる自治会・町内会が管理するごみステーションに出してください。

他の人の迷惑になりますので、収集日以外に出さないでください。

※祝日や臨時収集等により収集日が変わる場合があります。詳しくは町広報や「ごみ・リサイクル資源収集カレンダー」をご覧ください。

### ▶ 燃やすごみの収集日について

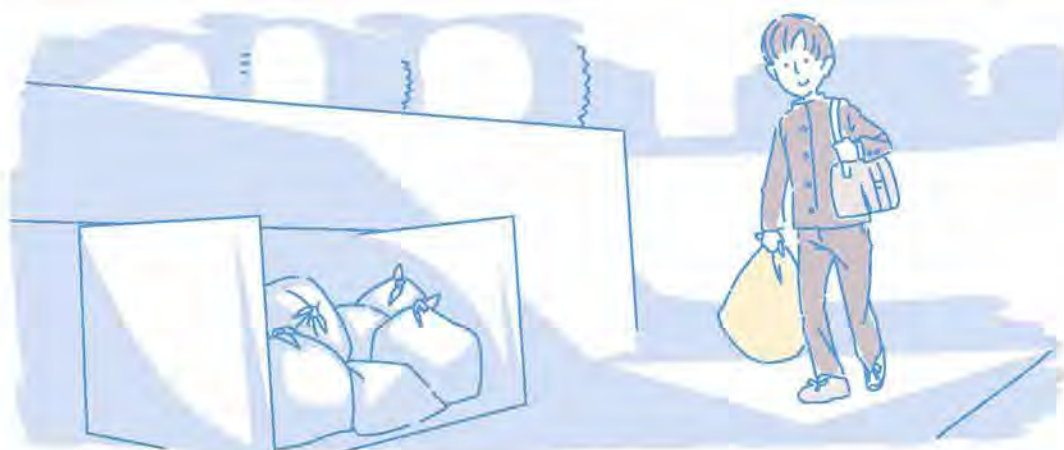
	収集地区	収集日	出し方
燃やすごみ	佐呂間市街・北・東・西富	火曜日	指定袋(有料:赤色)に入れて出してください
	栄地区・若佐地区・若里・富武士	水曜日	
	知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩・浪速	木曜日	
	佐呂間市街・北・東・西富・若佐市街	土曜日	

### ▶ 燃やさないごみの収集日について

	収集地区	収集日	出し方
燃やさないごみ	栄地区・若佐地区・若里・富武士	第1火曜日	指定袋(有料:青色)に入れて出してください
	知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩・浪速	第1水曜日	
	佐呂間市街・北・東・西富	第1金曜日	

### ▶ ごみ分別ガイドブック(2024年改訂版)

[https://www.town.saroma.hokkaido.jp/machi/gomi_kankyou/gomi_recycling/files/trash_guidebook_2024.pdf](https://www.town.saroma.hokkaido.jp/machi/gomi_kankyou/gomi_recycling/files/trash_guidebook_2024.pdf)



## リサイクル資源の収集日について

	種類	収集区域	収集日	出し方
リサイクル資源	空き缶類 ペットボトル 紙パック 新聞紙・雑誌類	上地区	第1月曜日	中身が確認できるよう、透明又は半透明の袋に入れて出してください。 紙パック、新聞紙・雑誌類、段ボールは紐でしっかりと十文字に縛って出してください。
		中地区	第1木曜日	
		下地区	第1金曜日	
	ビン類 段ボール (厚紙含む) 発泡スチロール プラスチック製 容器包装	上地区	第2月曜日	
		中地区	第2木曜日	
		下地区	第2金曜日	
	プラスチック製 容器包装	上地区	第4月曜日	
		中地区	第4木曜日	
		下地区	第4金曜日	

### 【リサイクル資源収集地区】

上地区: 栄地区・若佐地区・西富の一部・宮前町の一部  
中地区: 永代町・宮前町の一部・西富の一部・幸町・東・北  
下地区: 知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩・浪速・富士・若里

## 粗大ごみの収集月について

	収集地区	収集月
粗大ごみ	若佐地区・若里	4月 8月 1月
	知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩・浪速	
	宮前町・永代町・幸町	
	栄・富士	
	北・東・西富	

## 墓地・合葬墓

問 町民課生活環境係 ☎2-1213

### 墓地

お墓を建てる時や解体するとき、使用者の住所や氏名が変わるとき、遺骨を移すときは届出が必要です。

- 使用許可申請
- 使用変更届
- 使用権利移転許可申請
- 使用代理人届
- 墓地使用返還届
- 工事着手届
- 工事完成届
- 改葬許可申請

## 狂犬病予防注射の実施

問 町民課生活環境係 ☎2-1213

飼い犬は毎年1回、狂犬病予防注射を受けることが法律で決められています。登録されている方には事前に役場から封書が届きますので記載内容に誤りがないか確認してください。封書の中に確認書と問診票があり、確認書の内容をよく読み、問診票を必ずチェックして、記載された最寄りの会場に持って来てください。会場に直接来られない方は、往診対応(往診料:500円、要事前申し込み)も行っておりますのでご連絡ください。また、他の予防注射を受けている場合はかかりつけの動物病院に相談の上受けるようお願いいたします。  
1頭につき3,240円(注射料2,690円、注射済票交付手数料550円)

### 副反応について

犬の体調、基礎疾患、アレルギーなどの体質によっては副反応が現れる場合があります。副反応を最小限にとどめるため接種後は安静につとめ、激しい運動や入浴などは2〜3日避けてください。

### 犬の登録

当日は飼い犬の登録も行っていますので、新規に犬を飼われた方はその場で登録することもできます。  
※既に飼い犬がいない方は、必ずご連絡ください。  
1頭につき3,000円(生涯に1回、鑑札が交付されます)

### 合葬墓

合葬墓は、さまざまな事情でお墓の管理が困難な方の納骨方法の選択肢の一つとして、宗教宗派にこだわらず、一つのお墓に複数の方の遺骨を納める合葬式のお墓です。  
埋葬後の遺骨の返還はできませんので、ご利用前にご家族とよく相談願います。

#### ● 使用者の資格

- 町に住所又は本籍がある(あった)方
- 町に住所又は本籍があった方の遺骨を納める方
- 遺骨を合葬墓に納め、町に墓地を返還する方

#### ● 使用料

- 遺骨1体につき15,000円(上限90,000円)
- 墓誌記名希望の場合1枚につき4,000円(刻字代別)

#### ● 手続き

申請書、同意書、戸籍等の必要書類を提出してください。申請受付は通年ですが、納骨は積雪のない5月〜11月末までとなります。

## 水道の手続き

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

- 使用開始届：転入、町内転居等の場合
- 使用廃止届：町外への転出、町内転居等の場合
- 一時休止届：水道の使用を長期間休止する場合（畑の水栓を冬季間休止するなど）
- 名義変更届：名義人を変更する場合（会社代表者の変更や名義人の死亡による相続など）
- 用途変更届：水道の用途を変更する場合（家庭用から事業用への切替など）

## 水道料金

- 毎月4日～9日の間に検針を実施し、用途・水量に応じた金額を請求いたします。

料金表は佐呂間町ホームページでご確認いただけます。

- 水道料金URL／<https://www.town.saroma.hokkaido.jp/machi/sumai/jougesuidou/2014-0703-1040-16.html>

※水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水停止となる場合があります。

### 支払方法

①納入通知書でのお支払い  
納入通知書に記載されている取扱金融機関にてお支払いください。

※転出等により道外でのお支払いとなる場合、別途、払込票での対応となります。建設課業務係までご連絡ください。

②口座振替でのお支払い

水道料金のお支払いは口座振替がおすすめです。  
お支払日は毎月25日です。ご希望の金融機関窓口（下記取扱金融機関）で手続きして下さい。（25日が土日・祝日の場合、次の平日がお支払日になります）

### 取扱金融機関

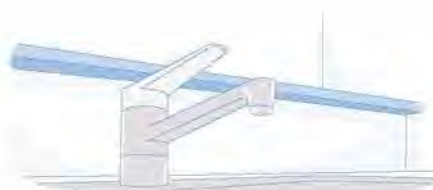
遠軽信用金庫・ゆうちょ銀行・釧路信用組合・佐呂間町農業協同組合・佐呂間漁業協同組合・常呂漁業協同組合

## 水道工事

新たな水道の設置、家屋の解体に伴う水道の撤去、漏水修理などができるのは佐呂間町の指定を受けた事業者に限られます。

水道工事が必要になった場合は、佐呂間町指定の事業者にご相談ください。

- 指定業者URL／<https://www.town.saroma.hokkaido.jp/machi/sumai/jougesuidou/suidou-gesuidou-sinnsetu.html>



広告



給排水・衛生設備・建設・土木工事  
佐呂間町指定業者・浄化槽整備士

## 有限会社谷口住設

佐呂間町字永代町84-2

**TEL・FAX 01587-2-2199**

特定建設業 電気工事 土木工事



## 面工業株式会社

佐呂間町字若佐11番地

**TEL.01587-2-8106**

北海道電力ネットワーク(株)指定

## ■ 下水道

町では家庭や工場から出る汚れた水を道路の下に埋められた下水道管を通して集め、処理場できれいな水にして放流しています。下水道を利用できる区域にお住まいで、まだ接続をされていない方は早めの接続工事をお願いします。

### ● 下水道に流してはいけないもの

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。(例 天ぷら油、農薬・殺虫剤、残飯、タバコの吸殻など)

### ● 下水道料金、届け出について

下水道料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、水道の使用水量に応じて計算されます。下水道料金は水道料金と合わせて請求されますので、納期限内にお支払いください。

● 水道料金URL / <https://www.town.saroma.hokkaido.jp/machi/sumai/jougesuidou/2014-0703-1040-16.html>

名義変更や一時休止などの届け出は水道手続きと一緒に処理されますので、別途下水道の届け出は必要ありません。

### ● 排水設備工事

下水道に接続するための排水設備(桝、排水管)の設置、撤去、修理などができるのは佐呂間町の指定を受けた事業者に限られます。排水設備工事が必要になった場合は、佐呂間町指定の事業者へ依頼してください。

● 指定業者URL / <https://www.town.saroma.hokkaido.jp/machi/sumai/jougesuidou/suidou-gesuidou-sinnsetu.html>

## ■ 浄化槽

下水道が利用できない区域では、浄化槽を設置して生活排水(汚水)をきれいな水に処理して放流します。浄化槽は定期的な点検や検査などが義務付けられていますので、必ず受検してください。

● 保守点検及び清掃(年3回) ※うち1回は併せて清掃を実施  
浄化槽の稼働状況の確認、消毒薬の補充、清掃時期の判断などを行います。

● 法定検査(水質検査)(年1回)

浄化槽の設置状況や正常に機能しているか、水質の状況などの検査を行います。

### ● 浄化槽の手続き

浄化槽を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

- 使用開始報告書: 新たに浄化槽を設置し使用を開始する場合
- 使用廃止報告書: 浄化槽を撤去する場合(住宅の解体や下水道接続など)
- 使用休止届出書: 浄化槽の使用を長期間休止する場合
- 使用再開届出書: 浄化槽の使用を再開する場合
- 管理者変更報告書: 管理者を変更する場合(会社代表者の変更や管理者の死亡による相続など)

# 公営住宅

## ■ 公営住宅に入居可能な条件

- ① 入居者は、現に同居、または同居しようとする親族がいる者(婚姻予定も含む)及び18歳以上の単身者であること
  - ② 収入基準が一定金額を超えていない
  - ③ 今現在、住宅に困窮している
  - ④ 税金・公営住宅使用料・水道料・保育料などの公共料金に滞納がない
  - ⑤ 暴力団員ではないこと
- これらの要件が満たされた場合公営住宅に入居することが出来ます。

## ■ 町営住宅の入居に必要な書類

- ① 建設課でお渡しする書類
  - a. 佐呂間町営住宅入居申込書
  - b. 暴力団関連同意書
  - c. 結婚予定証明書(婚姻予定の入居者の場合)

d. 佐呂間町営住宅入居請書

連帯保証人を設定していただくことになりますがその際、連帯保証人になる方の所得を証明できる書類と印鑑登録証明書が必要になります。

e. 水道使用異動届

② 入居者が用意する書類

- a. 源泉徴収票・年金支払(振込)通知書のコピーなど、収入の証明できる書面  
世帯全員分の収入が確認できる書類が必要となります。
- b. 住民票(町外からの入居者の場合)  
世帯全員分の住民票が必要となります。
- c. 納税証明書(町外からの入居者の場合)  
世帯全員分の納税証明書が必要となります。
- d. その他の書類(町外からの入居者の場合)  
障害者・特別障害者控除要件に該当する方は、障害者手帳のコピーをご用意下さい。

※公営住宅の入居状況はお電話でご確認下さい。

広 告



## 有限会社あおき

佐呂間町字宮前町77番地

# TEL.01587-2-3608

 浄化槽維持管理

 (一般・産業)廃棄物収集運搬

 清掃業

 下水道管渠

 側溝清掃

 各種高圧洗浄



## 有限会社 太正商運

佐呂間町字共立183-1

# TEL 01587-2-8619

- 一般貨物自動車運送業
- 産業廃棄物収集運搬業
- 自動車分解整備事業





# 施設一覧

	施設名	住所	電話番号	施設概要
1	若佐コミュニティセンター(若佐支所)	若佐185番地の1	2-8015	
2	浜佐呂間活性化センター (浜佐呂間出張所)	浜佐呂間310番地の5	6-2111	
3	佐呂間コミュニティセンター	永代町3番地の1	2-3360	
4	佐呂間町民センター	永代町166番地の1	2-2255	
5	佐呂間町立診療所クリニックさるま	永代町176番地の1	6-7611	診療時間などの詳細は、各診療所・医院にお問合せください
6	佐呂間町若佐歯科診療所	若佐19番地の1	2-8313	
7	やつ歯科医院	幸町19番地の12	2-1600	
8	佐呂間町立特別養護老人ホーム愛の園	永代町177番地の10	2-3076	
9	老人福祉センター	永代町171番地の3	2-3734	
10	佐呂間町屋内ゲートボール場 (ホワイtdームさるま)	永代町171番地の5	2-3734	
11	佐呂間町武道館・温水プール「Star」	西富1番地の1	2-2261	
12	佐呂間町100年広場	西富12番地の11ほか	2-1295	
13	佐呂間町体育館	西富232番地	2-3639	
14	佐呂間町パーベキューハウス	西富232番地	2-1213	
15	佐呂間町総合グラウンド 佐呂間町テニスコート	西富230番地の1 西富232番地	2-1295	
16	若佐ゲートボール場 若佐パークゴルフ場 若佐テニスコート	若佐187番地の1 若佐2番地の1 若佐187番地の1	2-1295	
17	浜佐呂間テニスコート 浜佐呂間パークゴルフ場	浜佐呂間310番地の2 浜佐呂間313番地の1	2-1295	
18	佐呂間町営スキー場	西富277番地の2ほか	2-2133	
19	佐呂間小学校	幸町1番地の1	2-3625	
20	若佐小学校	中園38番地の1	2-8108	
21	佐呂間中学校	幸町9番地の1	2-3445	
22	佐呂間高等学校	北311番地の1	2-3653	
23	佐呂間町学校給食センター	幸町1の1	5-2555	
24	佐呂間保育所	西富24番地の4	2-3647	
25	佐呂間町子育て支援センター	西富24番地の4	2-1255	
26	児童館	永代町166番地の2	2-1212	
27	佐呂間町立図書館	西富166番地の2	2-2215	
28	地場産品開発研究センター	西富113番地の5	2-1209	町民の方が、パンや豆腐・アイスクリームを作られているほか、各種調理設備を利用できます。
29	サロマ斎場	富丘313番地の2	2-8948	
30	佐呂間町バスターミナル	幸町65番地の3	2-3553	
31	佐呂間町交通公園(鉄道記念館)	幸町65番地の6	2-1213	
32	佐呂間町開拓資料館	永代町169番地	2-2255	
33	観光物産交流拠点施設「さるま〜る」	宮前町11番地の1	6-7176	
34	物産館みのり	浪速121の3	5-2828	
35	悠林館	浪速118の1	6-7511	

# オホーツクが育む 佐呂間の逸品

オホーツクの海の幸を皆さまへお届けする  
佐呂間漁業協同組合のご紹介、  
港の「旬」な情報をぜひご覧ください。

## JF 佐呂間漁業協同組合

〒093-0594 常呂郡佐呂間町字富武士番外地

営業時間 平日 9:00 ~ 17:00

代表

TEL 01587-2-3324  
FAX 01587-2-3733

購買  
店舗

TEL 01587-6-7007  
FAX 01587-2-1565

総務指導部 生産部会 販売部 購買課 信用部

ホームページ



## 佐呂間町農業協同組合

〒093-0593 佐呂間町字永代町57 TEL:01587-2-3341

### ★ JAサロマ のネットローン ★

選ばれる3つの理由

手続カンタン!

① 来店不要!

24時間265日ネットで申込可能

② 安心・便利!

JAバンクのローン

③ 種類豊富!

充実のローンラインナップ



まずは金利をチェック

「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、  
皆さまの生活を取り巻くリスクに備え、毎日の生活を大きくサポートします。



ひとの保障

万一の場合の滞りや将来に対する備えなど、幅広い保障分野で暮らしをサポートします。



いえの保障

火災や自然災害はもちろん、地震から、大切な建物や家財をお守りします。



くるまの保障

自動車事故のリスクに充実した保障を。故障にも安心のロードサービスもご提供します。

JA共済

安全・安心のこだわり。

鮮度・美味しさ・安全にこだわった  
食品を提供。



(株)Aコープサロマ

〒093-0502 佐呂間町永代町57-1

TEL.01587-2-3346

快適な暮らしと笑顔のために 真・心・整・備

車検・整備・修理・板金塗装・給油

(株)サロマ農機車輛センター

〒093-0501 佐呂間町宮前町97-3

TEL.01587-2-3705

ホクレンサロマ給油所 TEL.01587-5-2115

Saroma Town Guide Book



# 佐呂間町

## 暮らしの便利帳